

「茅ヶ崎市重度障害者福祉手当に関する条例の一部改正の考え方（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成30年2月19日（月）～ 平成30年3月20日（火）

2 意見の件数 14件

3 意見提出者数 2人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	茅ヶ崎市重度障害者福祉手当に関する条例の一部改正の考え方（素案）に関する意見	5件
2	障害者福祉に関する意見	1件
3	時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）に関する意見	3件
4	パブリックコメントに関する意見	5件
	合計	14件

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市福祉部障害福祉課障害福祉推進担当
0467-82-1111（内線 3211）
e-mail:shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■茅ヶ崎市重度障害者福祉手当に関する条例の一部改正の考え方(素案)に関する意見(5件)

(意見1)

P2「障害児者やその家族・・・福祉手当の支給の見直しを行います」とあります。どの様に行なうのですか 不安になる人も居るのでは？ 随時なし崩し的に実施するのですか

(意見2)

P4. 4本市における・・・考え方「H31.1.1以降 新たに・・・65才以上の方について支給対象外とする」とあります。(意見1)矛盾しないでしょうか。

(意見3)

この見直しにより、生活困窮が増えたり他の福祉施策(生保等をはじめ)の増加につながるか 世代間不信が生じないか 公平性は保たれるか

(市の考え方)

障害者への支援は、重度障害者福祉手当(以下、「福祉手当」)を含め、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスや自立支援医療、市単独事業として実施している重度障害者医療費助成事業、福祉タクシー制度等、様々な事業を福祉サービスとして一体的に実施しています。

福祉手当は、障害者施策が十分に行き届いていなかった時代に、福祉手当を支給することにより福祉の増進を図ることを目的に開始した制度です。しかしながら、関係法の制定・改正を経て、障害者施策の充実が図られ、多様化するニーズに対する支援が求められるようになってまいりました。平成30年4月には、障害者総合支援法等の改正による新たな障害福祉サービスの創設や、本市における中軽度難聴児への補聴器購入補助事業の実施など、施策のさらなる充実を図っているところです。

また、第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画(以下、「第5期計画」)のなかで、重度障害者医療費助成と同様に、「(支給額が)年々増加傾向にあり、将来にわたって制度を維持していくため、制度設計のあり方を検討していくことも必要である」と課題を明確にしています。

このように、本市の負担が増加傾向にあるなかにおいて、現金給付型の支援からサービス提供型の支援への転換が必要な時期であると考え、この度、福祉手当制度の見直しを行うものです。

見直しにあたっては、既に手当を受給しており、生活費の一部となっている方に影響しないことや、介護保険や老齢年金制度等の高齢者施策により支援が可能であること等を考慮し、検討を進めてまいりました。そのため、生活困窮や他の福祉施策への影響が及ぶ範囲は小さいものと考えています。

今後も障害者手帳交付時や市の窓口で案内を丁寧に行い、しっかりと対応することで、支給対象外となる方が必要なサービスの提供を受けられ、精神的・経済的な不安が少なくなるよう、努めてまいります。

(意見4)

ずい分年度末に迫って性急にすすめるのですね 何か意味があったのでしょうか

(市の考え方)

平成29年2月に策定された「時代に即した行政経営の基本指針2017（C3成長加速化方針）（以下、「C3成長加速化方針」）に基づき、本市では各種制度の見直しを行っています。

福祉手当につきましても、将来にわたって安定的な運営と継続を図るため検討を重ねてきました。この結果を、茅ヶ崎市重度障害者福祉手当に関する条例の一部改正の考え方（素案）（以下、「考え方（素案）」）としてまとめましたので、この度のパブリックコメントを実施しました。

(意見5)

p1. 2・・・経緯 3改正の背景・目的 もっと十分な情報提供と need（要望要求）の把握して実施すべきではと思う

(市の考え方)

パブリックコメントの実施期間中には、考え方（素案）につきまして、茅ヶ崎市自立支援協議会、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会、茅ヶ崎市障害者施設連絡会、茅ヶ崎市地域作業所連絡会等の席上でご説明させていただき、情報提供を行いました。

障害福祉サービス全般における、障害者からのニーズの把握につきましては、第5期計画策定のため、平成29年3月に実施したアンケート調査やヒアリング調査においてお聞きしています。障害福祉サービス全般において、多くの利用意向がある状況にありますが、限られた資源を有効に活用し、障害児者やその家族が真に求める新たなサービスへの転換が必要であると考え、福祉手当の支給対象者の見直しを考えています。

■障害者福祉に関する意見（1件）

(意見6)

障害者を偏見の目で見ると人が居りますが、障害者は何も好きで障害者になったわけではありません。そのため地域の人達は、障害者を暖い目で見守り、行政は障害者福祉で障害者を保護し障害者の出来る仕事を与え、出来る丈障害者が自立出来る様に手助けし、

企業（職場）は積極的に障害者を雇用し、障害者が出来る仕事を与える事が重要だと思います。そして企業の障害者雇用の対応としては、①明確な組織体制の検討を確立、②社外の支援機関との連携強化③職場の環境整備④柔軟な勤務体制⑤障害者の個別対応。が重要だと思います。そして障害者の達成感と自信を育成し、障害者に合った良い仕事を与える事が重要だと思います。

（素案）にあります「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」の4つの見直し

- ① 持続可能な体制に向けた各種制度の見直し、
- ② 外郭団体への支援策等に関する見直し、
- ③ 受益者負担の適正化に関する見直し、
- ④ 時代に即した行政経営を行うための働きかたの見直し、

は重要だと思いますが、今「2025年問題」が話題になっている様に2025年には高齢者が非常に多くなります。そのためこの多くなる高齢の障害者に対する対策を考え、それを念頭においてこの基本方針（4つの見直し）考えないといけないと思います。そこでこの「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」の中に「2025年問題」で多くなる高齢の障害者対策を取り入れて見直し計画を考える必要があるのではないかと思います。

障害者の福祉対策は、行政・企業・医療機関・地域の四者が共同で行う事が重要だと思います。

障害者が「他の市民と同じく一人の市民・人間」であると言う認識を与え、障害者が「生きがいのある、楽しい生活」が出来る様に行って行く事が行政の重要な任務だと思います。

（市の考え方）

本市におきましては、平成30年3月に第5期計画を策定しました。

このなかでは、本市の目指す将来像として掲げています「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく 生きがいのある暮らしを実現できるまち」を達成するため、本計画の柱となる6つの基本方針に沿って、障害者の日常的な暮らしの要素に基づいた施策の方向性を設定し、施策としての具体的な展開として100の事業を掲げています。

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していくために、これらの事業を推進していくことが重要となります。この推進につきましては、ご意見のとおり行政、企業、医療機関に限らず、地域や社会全体が協働し、一体的に取り組んでいく必要があります。

また、障害者の高齢化につきましては、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン（第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画）」や「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」としっかりと連携し、障害者の高齢化にも対応した地域共生社会の実現に向け、一体的な取り組みを行ってまいります。

■時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）に関する意見（3件）

（意見7）

H29.2策定「・・・・（3C成長加速化の方針）は、どのようにして策定したのでしょうか

（市の考え方）

「時代に即した行政経営の基本指針（C3成長加速化方針）」（以下、「C3成長加速化方針」）につきましては、今後も扶助費等の社会保障関連経費の大幅な増加が見込まれるなか、歳入の大きな伸びが将来的にも期待できないという課題認識を起点とし、第4次実施計画及び経営改善方針（2017年度版）、次期総合計画の策定作業を見据え、これまでも継続して取り組んできている事項について、取組みをさらに加速化するため、平成29年2月に総務部、企画部、財務部の三部局が一体となり、庁内の方針として策定したものです。

策定にあたっては、庁内の会議体である茅ヶ崎市行政改革推進本部において検討・決定するとともに、平成29年2月には全員協議会において茅ヶ崎市議会への報告を行っています。

（意見8）

3Cとは、民営下請・値上げ（市民への負担増）が中心とするなら、その策定と実施ももっともっと市民と話し合うべきではないでしょうか

（市の考え方）

C3成長加速化方針につきましては、第4次実施計画及び経営改善方針（2017年度版）、次期総合計画の策定作業を見据え、これまでも継続して取り組んできている事項についての取組みをさらに加速化するために、庁内の方針として策定したものです。

（意見7）の（市の考え方）でも述べさせていただきましたとおり、すでに継続して取り組んでいる事項を取りまとめたものである点、庁内の方針である点などに鑑み、策定に際してパブリックコメント等は実施していません。

C3成長加速化方針に基づいて実施していく見直しの個別具体的な事項につきましては、必要に応じてパブリックコメント等の市民参加手法を適切に実施していくとともに、市民の皆さまの負担増となるような事項につきましても、関係団体等との意見交換等をはじめとして、慎重かつ丁寧に取り組むを進めてまいります。

（意見9）

市の一方的に作った「物差し」状況把握せず請求に適用させるような感じがします。

（市の考え方）

C3成長加速化方針につきましては、いかなる状況下においても本市が安定して成長し続けるために、従来の事務事業及びその進め方を変革し、成長のための原資の創出を加

速化させるため、策定したものです。

この中では、具体的に「持続可能な体制に向けた各種制度の見直し」、「外郭団体への支援策等に関する見直し」、「受益者負担の適正化に関する見直し」、「時代に即した行政経営を行うための働きかたの見直し」を取り組むメニューとして位置付け、これらの見直しによって他に行うべき事業への財源を生み出していくこととしています。

このうち「各種制度の見直し」につきましては、将来的に大幅な増加が見込まれる扶助費や、制度発足から長い期間が経過しているような補助金等について、その必要性を明らかにするとともに、時代の流れにそぐわないものは精査を行い、積極的に見直しを図ることとしたものです。

検討にあたっては、当該補助金等における公的関与の必要性を十分に精査するとともに、補助の対象となる関係団体や市民の皆さまと意見交換を実施する等、丁寧かつ慎重に検討を進めてまいります。

■パブリックコメントに関する意見（5件）

（意見10）

当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか 当市議会で市より実施する旨の回答があったと思います。実施しないとパブコメの意味がなくなると思う

（市の考え方）

パブリックコメントの実施につきましては、説明会という形式では開催しませんでした。茅ヶ崎市自立支援協議会、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会、茅ヶ崎市障害者施設連絡会、茅ヶ崎市地域作業所連絡会等の席上でご説明させていただき、情報提供を行いました。

本条例の改正案は、平成30年第2回市議会定例会へ提案し、ご承認をいただきましたら市民への周知期間を経て、平成31年1月1日からの施行を予定しています。市民への周知期間のなかで、市広報紙、障害児者やそのご家族等が参加する会議等、様々な場を活用し、周知を図ってまいります。

（意見11）

今年度より市政モニター制度が廃止されました、これまでもパブコメ応募者も少なくパブコメ実施を知らない人も多いと思う。今まで以上の工夫と啓発（PR）を望む

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用等様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見12)

パブコメ実施11月3件 12月6件 12月から1月にかけて4件 1月から2月にかけて3件 そして今回2件と集中しています パブコメの意味をなくすと思う

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえで、もっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(意見13)

市ではパブコメの概略版を作ると言っていました そして今年度実施のパブコメで概略版発行(2件あり同一課 過年度にもあり同一課)したものもあります。分かりやすいものを作って欲しいです。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

考え方(素案)につきましては、福祉手当の概要、福祉手当制度の開始から経緯、改正の背景・目的、本市における福祉手当の支給対象者見直しの考え方、今後のスケジュール(予定)に関して説明し、ご意見をいただく必要があったことから、概要版を作成しませんでした。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

(意見14)

当パブコメ内容に関して市議会でも質問があったと思う その回答内容を踏まえて回答してください

(市の考え方)

考え方(素案)につきましては、パブリックコメント実施に先立ち、平成30年2月15日に開催された全員協議会におきまして、ご審議いただき、ご意見をいただきました。パブリックコメントや市議会からのご意見を踏まえた上で、本条例の改正案をまとめます。